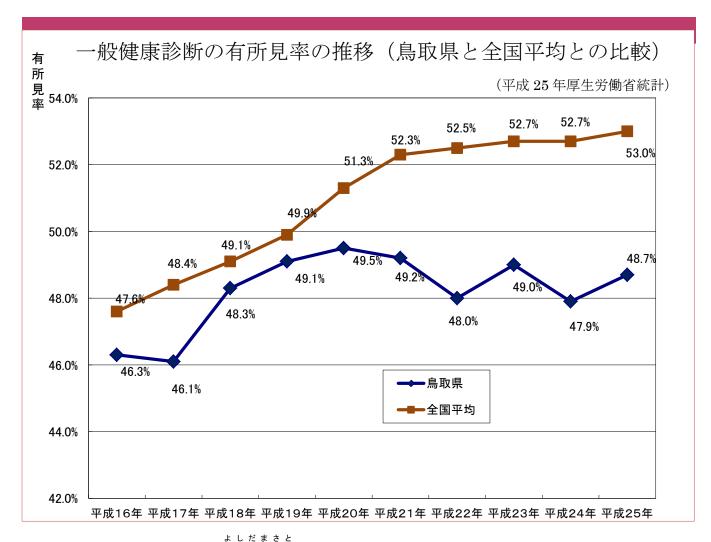
# 平成26年度「鳥取県産業保健協議会」を開催

平成26年11月13日(木)16時10分から鳥取県医師会館において、県内の労働衛生に関与する機関、団体の関係者を招集し、平成26年度「鳥取県産業保健協議会」が開催されました。





左から、鳥取県医師会の渡辺 憲副会長、鳥取大学医学部の黒沢教授、挨拶する鳥取県医師会の魚谷会長、鳥取労働局の河野局長、同局の北代昌已労働基準部長、鳥取産業保健総合支援センターの川崎寛中所長



議事に入り、同医師会の 吉田 眞人 常任理事から「医師会における産業保健活動」について報告が、また、鳥取産業保健総合支援センターの 西尾 克美 副所長から「産業保健事業の運営状況等」について報告があり、続いて、「産業保健における健康診断の役割」について、鳥取県福祉健康部健康医療局健康政策課の担当者から「鳥取県における健康診断受診率向上への取組」と鳥取労働局労働基準部の 木村 靖 健康安全課長から「職場での健康診断実施状況とその事後措置」及び鳥取大学医学部の 黒沢 洋一 教授から「職場における健康診断の役割と産業医の関わり方」と題してそれぞれ発表があり、その後、鳥取県から「職場の健康づくりの推進について」、鳥取労働局から「労働衛生行政の現状等について」と「労災補償の現状等について」それぞれ説明がありました。

意見交換では、特に平成26年4月から新しい支援体制がスタートした産業保健活動総合支援 事業である産業保健スタッフ向けサービスを行う「鳥取産業保健総合支援センター」と小規模事 業場向けサービスを行う地域窓口の「東·中·西部地域産業保健センター」の利用促進について議 論がなされ、働く人の「こころ」と「からだ」の健康を無料でサポートの活用について、幅広く関係 事業場への呼び掛けが必要であることが挙げられ、また、改正労働安全衛生法の中の「ストレス チェック制度の創設」については、平成27年12月1日施行予定であり、検査の実施者や検査項目の詳細について、今後省令で定められることとなりますが、その運用等について様々な意見が出されるなど、開催予定時間を超える中で活発な意見交換がなされて本協議会を終了しました。

## 【産業保健活動総合支援事業のサービス内容】

### 独立行政法人 労働者健康福祉機構 鳥取産業保健総合支援センター

〒680-0846 鳥取市扇町 115-1 鳥取駅前第一生命ビル 6F (**☎**0857-25-3431 •FAX 0857-25-3432) ホームページ http://www.tottori-sanpo.jp/

- <u>産業保健スタッフ(産業医、保健師・看護師、衛生管理者等)</u>を対象として、産業保健に 関する様々なテーマの研修を実施。
  - ▶ 産業保健関係者に対する専門的研修
  - ▶ 産業保健関係者からの専門的相談対応
  - ▶ メンタルヘルス対策の普及促進のための個別訪問支援
  - ▶ 産業保健に関する情報提供・広報啓発
  - ▶ 事業主・労働者に対する啓発セミナー

### 東部地域産業保健センター

〒680-0845 鳥取市富安 1 丁目 75 鳥取県東部医師会館内(☎0857-29-2255 •FAX 0857-22-2754)

#### 中部地域産業保健センター

〒682-0871 倉吉市旭田町 18 鳥取県中部医師会館内 (☎0858-23-2651 ・FAX 0858-23-2651)

#### 西部地域産業保健センター

〒683-0824 米子市久米町 136 鳥取県西部医師会館内 (☎0859-22-3570 •FAX 0859-34-6252)

- <u>労働者数 50 人未満の産業医の選任義務のない小規模事業場</u>の事業主やそこで働く人を対象として、労働安全衛生法で定められた保健指導などの産業保健サービスを提供。
  - ▶ メンタルヘルスを含む労働者の健康管理に係る相談
  - ▶ 健康診断の結果についての医師からの意見聴取
  - ▶ 長時間労働者に対する面接指導
  - ▶ 個別訪問による産業保健指導の実施
- ★ 上記の提供されるサービスは、すべて<u>無料</u>ですので、関係事業場の皆様方、お気軽に是非 ともご利用ください。